

第三編

建築士法関係

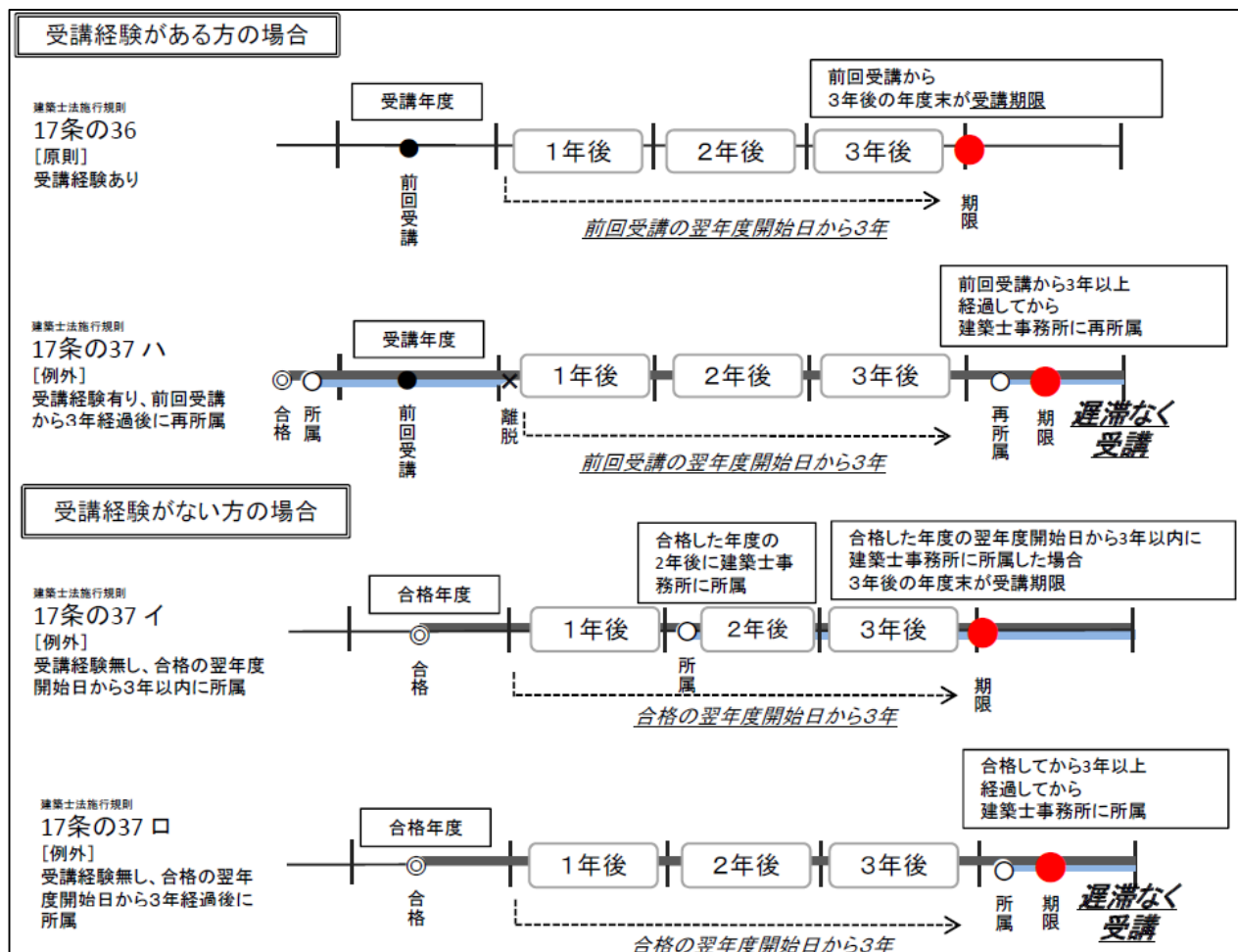
-1 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習

1 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け(土法第 22 条の 2)

- ・ 建築士事務所に所属する建築士に対し、定期講習（3 年毎に受講すること。）が義務づけられました。（第一号から第三号）
- ・ 一級建築士の場合、5 時間の講義の後、1 時間の × 式の修了考査が実施されます。
- ・ 複数の資格区分の建築士の資格を持っている者は、一番上位の講習のみ受講すればよいとされています。（例：一級建築士の資格を持ち、二級建築士又は木造建築士の資格も持つ者については、一級建築士の定期講習を受講すれば、二級建築士又は木造建築士の定期講習を受講したものとみなされます。）

（一社）熊本県建築士事務所協会が実施している熊本県知事指定の「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理講習会」は、上記の定期講習とは別の講習ですのでご注意ください。

2 定期講習の受講期間について



-2 建築士試験の受験資格要件

1 建築士試験の受験資格要件の見直し(第14条、第15条)

(1) 学歴要件の見直し(平成21年度入学生から適用)

【改正前】所定の学科(建築・土木)を修了して一定の実務経験等

【改正後】国土交通大臣が指定する建築科目をバランス良く履修し一定の実務経験等

(詳細はP.175参照)

本規定施行前日(平成20年11月27日)に、既に所定の学科を卒業している者、在学中の者については、改正前の学歴要件規定を適用。

(2) 実務経験要件の適正化

実務経験 = 設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築物全体と各部の整合や建築関係法規の整合を確認するような業務

(詳細はP.176参照)

本規定施行前日(平成20年11月27日)までの期間については、改正前規定で実務経験とされるものに携わった期間は実務経験期間となる。

2 専門能力を有する技術者の受験資格の見直し

【一級建築士試験】

- ・建築設備士として4年以上の実務経験を有する者に、受験資格を付与。(平成20年試験から)

【二級・木造建築士試験】

- ・建築設備士に、受験資格を付与。(平成20年試験から)

【一級建築士試験の見直し】

- ・学科試験に関し、合計5科目125問(計画:20問、環境・設備:20問、法規:30問、構造:30問、施工:25問)の4者択一方式に変更。
- ・学科試験の試験時間は、合計6時間30分に延長。(H21年試験から)
- ・設計製図試験に関し、現行の設計課題に加え、記述・図的表現等の手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行う。
- ・設計製図試験の試験時間は合計6時間30分に延長。(H21試験から)
- ・受験手数料は、1級建築士19,700円。(二級・木造建築士16,900円に改訂。)(H21試験から)

受験資格を有する教育機関の情報をお知らせします

大臣の指定する建築に関する科目

分類	標準的な授業内容	標準的な科目の例	必要単位数
建築設計製図	建築物及び工作物等を設計したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等	図学、基礎製図、建築設計製図、建築 CAD 演習等	
建築計画	単体建築物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの	建築計画、住宅計画、住宅地計画、建築防災計画、都市計画、地域計画、景観工学、建築意匠、建築史等	
建築環境工学	建築等の環境において人体の健康等に及ぼす影響を考察するもの	建築環境工学、建築音響学、建築音環境計画、建築光環境計画、建築熱環境計画、建築環境測定等	
建築設備	建築物等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの	建築設備、建築設備理論、防災設備論、衛生工学等	
構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論	構造力学、材料力学、土質力学、構造解析、振動解析、構造実験等	
建築一般構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの	建築一般構造、建築構法、構造計画、鉄骨構造、木構造、鉄筋コンクリート構造、耐震構造、建築防火工学等	
建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの	建築材料学、建築材料計画、建築材料実験等	
建築生産	建築又は建設の工事の実施及び建築生産に関するもの	建築施工、建築生産、建築生産管理、建築積算、建築経済学等	
建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法令及び建築行政に関するもの	建築法規、建築都市法規、建築行政等	
その他	上記分類以外のその他建築に関するもの	建築情報処理演習、建築造形演習、測量学実習、ランドスケープ、建築職能論、建築倫理等	
		合計	

(注) 対象外となる科目の例 交通計画学、上下水道工学、水理工学、河川工学、河川環境工学、海岸環境工学、港湾工学、鉄道工学、土質振動学、道路工学、橋梁工学、数理解析、情報処理、絵画、彫塑等

指定科目の必要単位数について

①分野ごとの必要単位数等

	《一級建築士》	《二級・木造建築士》 大学・短大・高専の場合	《二級・木造建築士》 工業高校の場合
建築設計製図	(7単位以上)	(5単位以上)	(3単位以上)
建築計画	(7単位以上)	(7単位以上)	(2単位以上)
建築環境工学	(2単位以上)		
建築設備	(2単位以上)	(6単位以上)	(3単位以上)
構造力学	(4単位以上)		
建築一般構造	(3単位以上)		
建築材料	(2単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
建築生産	(2単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
建築法規	(1単位以上)	(1単位以上)	(1単位以上)
上記の最低単位数	30単位程度	20単位程度	10単位程度
その他	適宜	適宜	適宜
合計最低単位数	〈4年制大学〉 60単位程度 〈短大・高専〉 40単位程度	〈4年制大学・短大・高専〉 40単位程度	〈工業高校〉 20単位程度

②大学等の別による必要単位数等

	一級建築士の実務経験			二級・木造建築士の実務経験	
	2年	3年	4年	0年	3年
大学	60(30)	〈50(30)〉	〈40(30)〉	40(20)	
短大(3年)		50(30)	〈40(30)〉	40(20)	
短大(2年)			40(30)	40(20)	
高専			40(30)	40(20)	
工業高校					20(10)

(注) 〈 〉書きは、同等認定を行う予定(国土交通大臣による同等認定)。
()書きは、その他以外の9分野の最低単位数を示し、内数である。

詳しくは、(財)建築技術教育普及センターまで。

URL: <http://www.jaeic.or.jp/kamoku-gakkouitiraniinfo.htm>

実務経験要件の新旧対照

従来の実務経験要件 旧（平成20年11月27日までの実務に適用）	法改正後の実務経験要件 新（平成20年11月28日からの実務に適用）
<p>①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○</p> <p>▽建築物の施工管理 ・建築一式工事の施工管理…○ ・大工工事の施工管理…○ ・空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備又は防災設備の施工管理…○</p> <p>・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…○ ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…○</p>	<p>①建築物の設計・工事監理、施工管理関連 ▽建築物の設計・工事監理…○</p> <p>▽建築物の施工管理 ・建築工事の施工管理…○ ・大工工事（造作工事等を除く。）の施工管理…○ （注：いずれも、設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめるものに限る。）</p> <p>・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…× ・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…×</p>
<p>②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）</p>	<p>②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）</p>
<p>③建築士のその他業務関連等 ▽建築士法第21条で規定する建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…○</p> <p>▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…○</p>	<p>③建築士のその他業務関連等 ▽建築士法第21条で規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…× ▽建築士法第21条で規定する建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務…○ ▽営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…×</p>
<p>④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…○ ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…○ ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…○</p>	<p>④官公庁での建築行政・営繕 ▽建築行政…× ▽建築確認…○ ▽建築営繕…○ ▽都市計画関連 ・都市計画コンサルタント…× ・区画整理事業補償（建築に係る業務）…×</p>
<p>⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …条件付きで（課程修了者、研究テーマ、指導教官の証明等）○</p>	<p>⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究 …通常の大学院での研究×。ただし、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育…○</p>

-3 構造設計・設備設計一級建築士制度

1 構造(設備)設計一級建築士の要件

構造(設備)設計一級建築士は、構造(設備)設計について高度な専門能力を有する建築士であり、表 -1 に掲げる要件を満たす必要がある。

表 -1 構造(設備)設計一級建築士要件

構造設計一級建築士	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士として5年の構造設計実務+構造設計一級建築士講習が必要 構造設計一級建築士講習：3日の講習（講義2日、修了考査1日）
設備設計一級建築士	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士として5年の設備設計実務+設備設計一級建築士講習が必要 設備設計一級建築士講習：4日の講習（講義3日、修了考査1日） 建築設備士の資格を有する場合は、一級建築士として5年の設備設計実務+設備設計一級建築士講習（設備設計免除）

なお、構造(設備)設計一級建築士として設計・法適合確認を行うには、構造(設備)設計一級建築士証の交付を受ける必要がある。（確認申請書には、その写しを添付すること。）

2 構造(設備)設計一級建築士の関与が義務付けられる対象建築物

(1) 関与の対象となる建築物

1) 構造設計一級建築士

土法第3条第1項に規定する建築物のうち、基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものの構造設計について、構造設計一級建築士の関与が必要となる。

次の表 -2 及び表 -3 の両方に該当する建築物が対象となる。

図書省略認定を受けた建築物や型式適合認定を受けた建築物は対象とならない。

表 -2 一級建築士の業務独占に係る建築物(土法第3条第1項に規定する建築物)

延床面積 S(m ²)	木造			鉄筋コンクリート造等		全ての構造 高さ>13m 又は 軒高>9m
	高さ 13m かつ軒高 9m			高さ 13m かつ軒高 9m		
	平屋建	2階建	3階建	2階建以下	3階建以上	
S ≤ 30	誰でもできる					
30 < S ≤ 100	一級・二級・木造建築士 でなければならない					
100 < S ≤ 300	一級・二級建築士でなければ ならない					
300 < S ≤ 500	一級・二級建築士でなければ ならない					
500 < S ≤ 1000	一般					
	特殊					
1000 < S	一般					一級建築士でなければならない
	特殊					

特殊とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーデトリウムを有する集会場、百貨店
白抜き部分が該当

表 -3 基準法第 20 条第一号又は第二号に掲げる建築物

基準法第 20 条	
一号	高さが 60m を超える建築物
二号	高さが 60m 以下の大規模建築物 (ルート 2、ルート 3、限界耐力計算による構造計算を行うことにより構造計算適合判定(ピアチェック)が義務づけられている建築物)
三号	高さが 60m 以下の中規模建築物 (許容応力度計算が義務づけられている建築物)
四号	小規模建築物 (仕様規定を満たせば構造計算が不要となる建築物)

白抜き部分が該当

構造設計一級建築士の関与が必要な建築物と構造計算適合性判定が必要な建築物は同一でない。例えば、基準法第 20 条第三号の建築物に対し、ルート 2 やルート 3、限界耐力計算などにより構造計算を行った場合は、構造計算適合性判定を要するが、構造設計一級建築士の関与は不要となる。

(参考) 基準法第 20 条第二号に掲げる建築物について

平成 19 年国土交通省告示第 593 号の改正(平成 23 年 5 月 1 日施行)により、20 条二号建築物の定義に変更がありました。

告示改正までは、エキスパンションジョイントで接している建築物であっても、建築物全体で判断していましたが、告示改正により、エキスパンションジョイントで接している独立部分すべてがルート 1 で計算できれば、全体の規模に関わらず 20 条二号建築物に該当しない(=構造設計一級建築士の関与が不要)こととなりました。

改正の詳細は、運用改善第二弾 P.32 ~ 36 をご参照ください。

2) 設備設計一級建築士

階数が 3 以上で、床面積の合計が 5,000 m² を超える建築物に該当するものの設備設計を行う場合は、設備設計一級建築士の関与が必要となる。

(2) 増改築等の場合の関与の考え方

建築物の増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替(以下「増改築等」という。)については、以下に該当する場合に構造(設備)設計一級建築士の関与が必要となる。

構造：増改築等後の全体の規模が法第 20 条第一号又は第二号に掲げる建築物(表 -3)に該当し、かつ、当該増改築等を行う部分の規模が一級建築士の業務独占に係る建築物(表 -2)に該当する場合。

設備：増改築等を行う部分の規模が、階数が 3 以上で、床面積の合計が 5,000 m² を超える建築物に該当する場合。

耐震診断及び耐震改修工事であって、増改築等に該当しないものについては、構造(設備)設計一級建築士の関与は不要である。

3 構造(設備)設計一級建築士による関与

1 構造(設備)設計一級建築士の関与(土法第 20 条の 2、第 20 条の 3)

関与とは次のいずれかをいう。

「自ら設計(設計図書を作成)」する。

構造(設備)設計一級建築士が自ら構造(設備)設計を行う。

この場合、構造(設備)設計図書に構造(設備)設計一級建築士である旨の表示を行う。

(P.181 参照。)

「構造設計」とは...構造設計図書(基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの)の設計(その者の責任において設計図書を作成すること)をいう。(土法第 2 条第 6 項)

表 -4 構造設計図書として国土交通省令で定めるもの(土法規則第 1 条第 1 項)

建築物	構造設計図書	備考
基準法第 20 条第一号・第二号に掲げる建築物(共通)	基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2 および第 4 項表 1 の図書のうち、構造関係規定に係るもの	構造関係規定に関し、建築確認申請時に提出を行う図書
高さ 60m を超える建築物	基準法施行規則第 10 条の 5 の 21 第 1 項の図書	構造方法の国土交通大臣認定を受けるために提出する図書
限界耐力計算、ルート 1, 2, 3 の計算を行った建築物	基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 3 の図書	構造計算書一式
大臣告示に基づく上の各計算と同等の構造計算を行った建築物	基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 3 に準ずるものとして大臣が定める図書	構造計算書一式
注) 型式適合認定を受けた建築物に係るものは除外される。		

「設備設計」とは...設備設計図書(基準法第 2 条第 3 号に規定する建築設備の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの)の設計(その者の責任において設計図書を作成すること)をいう。(土法第 2 条第 6 項)

表 -5 設備設計図書として国土交通省令で定めるもの(土法規則第 1 条第 2 項)

建築物	設備設計図書	備考
階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000 m ² を超える建築物	基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項表 1 に掲げる図書のうち、設備関係規定が適用される建築設備に係るもの	設備関係規定が適用される建築設備に関し、建築確認申請時に提出を行う図書

「法適合確認」を行う。

一級建築士が行った構造(設備)設計について、構造(設備)設計一級建築士が法適合確認(当該構造(設備)設計に係る建築物が、構造(設備)関係規定(表 -6 参照)に適合するかどうかの確認)を行う。

この場合において、構造(設備)設計一級建築士は、当該構造(設備)設計に係る建築物が構造(設備)関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造(設備)設計図書にその旨を記載し、構造(設備)設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印を行う。(P.182、183 参照。)

表 -6 「法適合確認」の対象となる規定

構造関係規定(土法第 20 条の 2 第 2 項)
構造関係規定に適合しているかを確認 建築基準法第 20 条第一号、第二号の規定及びこれらに基づく命令の規定
設備関係規定(土法第 20 条の 3 第 2 項)
設備関係規定に適合しているかを確認 【建築基準法】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 28 条第 3 項 (換気設備) ・ 第 28 条の 2 第 3 号 (シックハウス等の換気設備に係る部分に限る。) ・ 第 32 条 (電気設備) 第 33 条 (避雷設備) 第 34 条 (昇降機) ・ 第 35 条 (消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。) ・ 第 36 条 (消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。) 及びこれらに基づく命令の規定

(注 1) これらに基づく命令の規定とは、政令、省令、告示であり、条例は含まれない。

(注 2) 消防法、ガス事業法、浄化槽法等の建築基準関係規定は設備関係規定に含まれない。

4 法適合確認の手順

構造 (設備) 設計を行った一級建築士は、作成した構造 (設備) 設計図書を含め、下記の図書及び書類を構造 (設備) 設計一級建築士に提出する。

提出を受けた構造 (設備) 設計一級建築士は、これらの図書を審査することにより、当該構造設計に係る建築物が構造 (設備) 関係規定に適合するかを確認する。(土法第 20 条の 2 第 2 項、同第 20 条の 3 第 2 項、土法規則第 17 条の 17 の 2 第 1 項、同第 17 条の 17 の 3)。

【法適合確認を求めるときに構造設計一級建築士に提出を行う図書】

構造設計図書 (表 -4) (法適合確認を行った構造設計一級建築士が記名・押印を行う。)
 審査のための図書・書類 (法適合確認を行った構造設計一級建築士が記名・押印を行う必要はない。)

- ・ 基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 1 に掲げる図書
- ・ 大臣認定プログラムによる構造計算で安全性を確かめた場合、認定書 (写) 電子計算機に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した磁気ディスク等
- ・ 基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 4 及び同条第 4 項表 2 に掲げる書類 (いずれも構造関係規定に係るものに限る。)

【法適合確認を求めるときに設備設計一級建築士に提出を行う図書】

設備設計図書 (表 -5) (法適合確認を行った設備設計一級建築士が記名・押印を行う。)
 審査のための図書・書類 (法適合確認を行った設備設計一級建築士が記名・押印を行う必要はない。)

- ・ 建築基準法施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表に掲げる図書
- ・ 建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項表 2 に掲げる書類 (設備関係規定に係るものに限る。)

構造 (設備) 設計一級建築士は、当該構造 (設備) 設計に係る建築物が構造 (設備) 関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造 (設備) 設計図書にその旨を記載し、構造 (設備) 設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印を行う (土法第 20 条の 2 第 3 項、土法第 20 条の 3 第 3 項)。

5 建築確認申請図書への構造(設備)設計一級建築士の表示等について

(1) 「設計図書の作成」又は「法適合確認」を行う建築確認申請書への記載方法

- ・ 構造(設備)設計図書等について、「法適合確認」を行った構造(設備)設計一級建築士も「設計者」に含まれる。(基準法第2条第17号)
- ・ 構造(設備)設計一級建築士が、「設計図書の作成」又は「法適合確認」を行った場合には、建築確認申請書第2面【3.設計者】欄に、「一級建築士」として記載すること。
- ・ 建築確認申請書第2面【3.設計者】の【ト.作成又は確認した設計図書】欄には、作成又は法適合確認図書を記載する。
- ・ (構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)の欄には、

構造設計図書を作成した場合	建築士法第20条の2第1項
設備設計図書を作成した場合	建築士法第20条の3第1項
構造設計図書の法適合確認をした場合	建築士法第20条の2第3項
設備設計図書の法適合確認をした場合	建築士法第20条の3第3項

に、それぞれチェックする。設計図書の作成と法適合確認の両方を同じ構造(設備)設計一級建築士が行った場合は、両方のチェックボックスにチェックを入れ、氏名・資格を記載する。

【建築確認申請書第2面の記載例】

「設計図書の作成」の場合

【3.設計者】	
(その他の設計者)	
【イ.資格】	(一級)建築士 (国土交通大臣)登録第 号
【ロ.氏名】	構造 太郎
【ハ.建築士事務所名】	(一級)建築士事務所(熊本県)知事登録第 号 建築設計事務所
【ト.作成した設計図書】	構造設計図書一式
(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)	
建築士法第20条の2第1項の表示をした者	
【イ.氏名】	構造 太郎
【ロ.資格】	構造設計一級建築士交付第 号

「法適合確認」の場合

【3.設計者】	
(その他の設計者)	
【イ.資格】	(一級)建築士 (国土交通大臣)登録第 号
【ロ.氏名】	構造 太郎
【ハ.建築士事務所名】	(一級)建築士事務所(熊本県)知事登録第 号 建築設計事務所
【ト.作成した設計図書】	構造設計図書一式
(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)	
建築士法第20条の2第3項の表示をした者	
【イ.氏名】	構造 太郎
【ロ.資格】	構造設計一級建築士交付第 号

(2) 「設計図書の作成」又は「法適合確認」を行った場合の構造(設備)設計図書等への表示方法

構造(設備)設計一級建築士の表示方法

- ・ 構造(設備)設計図書等への構造(設備)設計一級建築士の「記名・押印」の方法は、一級建築士等が行う「記名・押印」と同じ。

- ・構造（設備）設計一級建築士自らが構造（設計）設計図書等を作成した場合には、当該図書に一級建築士と構造（設備）設計一級建築士の表示をダブルで記載すること。（土法第 20 条の 2、第 20 条の 3）
- ・基準法施行規則第 1 条の 3 表 2 の構造関係規定の図書（設備においては表 4 の設備関係規定の図書）の図面 1 枚 1 枚に、及び表 3 の構造計算書の表紙に表示すること。
- ・複数の構造（設備）設計一級建築士が設計図書の作成又は法適合確認に関与している場合は、それぞれ関与した図書に表示を行う。

【構造（設備）設計図書への記載例】

「設計図書の作成」

一級建築士	第	番	熊本 太郎	印
構造（設備）設計一級建築士	第	番	熊本 太郎	印

追加説明書

確認審査中に提出する追加説明書についても、構造（設備）設計一級建築士の表示を要する。追加説明書として図面を追加する場合には、その図面 1 枚 1 枚に表示する。追加説明書として構造計算書等を追加する場合には、その表紙に表示を行う。

軽微な補正

確認審査中に「軽微な補正」が行われた場合は、設計者と同様に構造（設備）設計一級建築士も、その補正について「訂正印」を押印する。ただし、その補正が構造（設備）関係規定に関わらない事項の補正である場合には、当該図書の設計者の訂正印のみでよい。

完了検査又は中間検査申請時の報告書等

検査申請書等に添付する軽微な変更の検討書や、完了検査における追加説明書についても、構造（設備）設計一級建築士の表示を要する。

関与の対象となる建築物の工事監理に関する報告書等は、構造設計図書等ではないため、構造設計一級建築士等の関与は不要である。

(3) 「法適合確認」を行った場合の表示方法の例

構造（設備）設計一級建築士が、構造（設備）設計図書等に「法適合確認」の表示を行う場合には、「構造（設備）関係規定に適合することを確認した」又は「構造（設備）関係規定に適合することを確認できない」旨を記載し、当該構造（設備）設計一級建築士の「記名・押印」を行う。（土法第 20 条の 2 第 3 項、第 20 条の 3 第 3 項）

なお、建築士の登録番号及び構造（設備）設計一級建築士の交付番号は、建築士法上、設計図書への記載の必須事項ではないが、同姓同名の建築士が存在する可能性があることから、通常記載されている。

【構造（設備）設計図書への記載例】

「法適合確認」

事例 1 当該図書に記載されている「すべて」が法適合確認の対象である場合

一級建築士	第	番	肥後 次郎	印
構造設計一級建築士	第	番	熊本 太郎	印

【構造関係規定に適合することを確認した】

事例 2 当該図書に記載されている「一部」が法適合確認の対象である場合

一級建築士	第	番	肥後 次郎	印
構造設計一級建築士	第	番	熊本 太郎	印
【構造関係規定に関わる部分が適合することを確認した】				

法適合確認を行った図面等における責任範囲の明確化

法適合確認を行う事項が明示される図書がいわゆる意匠図（平面図、立面図、断面図等）のみである場合には、当該図書に必要な記名、押印等を行ったうえで、「（ただし、構造関係規定及び設備関係規定に関する事項に限る。）」等の記載を行い、責任範囲を明確化することが望ましい。

6 「設計図書の作成」又は「法適合確認」を行う上での留意事項等

(1) 構造関係規定、設備関係規定以外の関係規定の確認

士法第 20 条の 2、第 20 条の 3 では、構造（設備）設計一級建築士の確認を行う対象として、構造関係規定、設備関係規定が定められている。これらの規定の「設計図書の作成」又は「法適合確認」を行う上では、「構造関係規定」又は「設備関係規定」に加えて以下の規定についても考慮する必要がある（ただし、以下の図書は記名・押印等の対象ではない）。

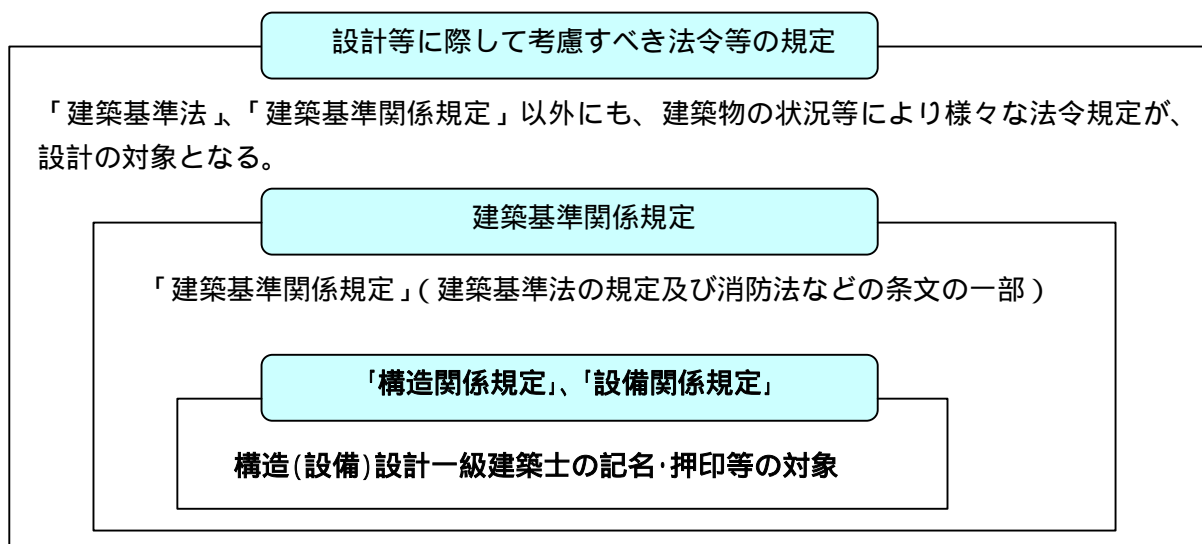
「建築基準関係規定」

基準法令の規定その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で基準法施行令第 9 条に定めるもの（いわゆる「確認対象法令 16 法令」）。（基準法に基づく条例の規定が含まれる。）

設計図書の作成に際して考慮すべき法令・規定

上記の規定以外にも、建築物により各種の規定が対象となる場合がある。（例えば、エネルギーの使用の合理化に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、労働安全衛生法など。）

【構造関係規定・設備関係規定と上記のととの関係を図に表すと以下のとおりである。】



(2) 建築士事務所の登録

士法第 21 条において、構造（設計）設計一級建築士等による「法適合確認」は「設計」に含まれることとされており、法適合確認を「業として」行おうとするときは、建築士事務所登録が必要。

(3) 工事監理への構造(設備)設計一級建築士の関与

構造(設備)設計について、構造(設備)設計一級建築士の関与が必要となる建築物であっても、工事監理については、関与は要さない。

(4) その他

構造設計図書について

建築設備の耐震性などに関する規定についても、構造関係規定として、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が記載されている図書に、必要な記名、押印等を行う必要がある。

なお、これに関し、特記仕様書に以下の記載を行い、必要な記名、押印等を行うことが考えられる。

構造設計図書には、基準法施行令第129条の2の4に規定される設備関係の図書が含まれているが、この設計図書については、建築確認申請時には詳細な設計が決定されず(配管の強度や仕様など)確認済証交付後に施工図等の段階で作成される場合がある。

このような場合の当該規定の明示方法として、構造図に添付される「特記仕様書」にその記載を行う例を示す。

[基準法施行令第129条の2の4の規定に関する特記仕様書の記載例]

<p>令第129条の2の4の事項 設計が該当する場合には、<input type="checkbox"/> にチェックを記入する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。 建築設備(昇降機を除く。) 建築設備の支持構造部又は緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものをのぞき、90 cm以下とすること。煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5 cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さ25 cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。 建築物の部分を通って配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれのある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の振動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものについては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の振動又は衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。

構造耐力上主要な部分となる部材(柱、はり、壁、床等)に設ける開口部の大きさ及び形状並びに手すり等についても、構造関係規定として、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が記載されている図書に必要な記名、押印等を行う必要がある。

設備設計図書について

自然換気、自然排煙を採用する場合などにおいて、開口部(排煙口、窓)の位置、面積、中央管理室の位置などについても、設備関係規定として、設備設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が記載されている図書に、必要な記名、押印等を行う必要がある。

-1 設計等の業務に関する報告制度

平成 19 年 6 月 20 日より、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに業務報告書の提出が必要となりました。報告の時期は、毎年、事業年度経過後 3 ヶ月以内となっています。なお、個人事務所の事業年度は 12 月末と考えます。

表 -1 設計等の業務に関する報告制度（設計等業務報告書）の導入

提出者	提出先	提出時期	報告する図書	第六号の二書式
建築士事務所の開設者	(一社)熊本県建築士事務所協会	毎年、事業年度経過後 3 ヶ月以内 (表 -2)	士法第 23 条の 6 による業務報告書 当該事業年度における業務実績概要 所属建築士(管理建築士含)の氏名・登録番号等の建築士の当該事業年度の業務実績 士法第 24 条第 2 項の意見の概要	(第一面) (第二面) (第三面) (第四面) (第五面)

表 -2 第 1 回目の報告時期

事業年度	第 1 回目報告対象	第 1 回目報告時期	備 考
1/1 ~ 12/31	H20. 1. 1 ~ H20.12.31	H21. 1. 1 ~ H21. 3.31	以降、毎年同時期に報告 H19.6.20
4/1 ~ 3/31	H20. 4. 1 ~ H21. 3.31	H21. 4. 1 ~ H21. 6.30	
6/1 ~ 5/31	H20. 6. 1 ~ H21. 5.31	H21. 6. 1 ~ H21. 8.31	
7/1 ~ 6/30	H19. 7. 1 ~ H20. 6.30	H20. 7. 1 ~ H20. 9.30	
12/1 ~ 11/30	H19.12. 1 ~ H20.11.30	H20.12. 1 ~ H21. 2.28	

個人事務所の事業年度は 12 月末と考えます。

-2 図書保存の義務付け

建築士事務所の開設者は、士法第 24 条の 4 及び士法規則第 21 条に定めるところにより、設計図書等を作成した日から起算して 15 年間、当該図書を保存しなければなりません。

表 -3 図書保存の義務付け

	保存図書	保存期間
建築士事務所	設計図書	作成から 15 年

設計等の業務に関する報告書様式

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書 （第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

指定事務所登録機関

(一社)熊本県建築士事務所協会会長 様

平成 年 月 日

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

名称

所在地

電話

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

〔記入注意〕

- 1 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて、記載してください。
- 2 報告期間内に業務実績が無い場合でも、毎年度、報告が必要です。
- 3 所属建築士が定期講習を期限内に受講しているかどうか、必ず確認ください。

今回報告する事業年度

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

事業年度については、原則、

- 法人の場合 決算月に合わせて設定
 - 個人の場合 1月1日～12月31日
- としてください。

[第1面～第5面]

(社)熊本県建築士事務所協会ホームページからダウンロードできます。

URL http://www.jade.dti.ne.jp/~kumakjk/sinse_isyo.html

1 手続き関係

建築士事務所登録 (5年ごとに更新)	業務報告書 (毎年・事業年度終了後3月以内)
変更届 (登録事項に変更が生じた場合に届け出る) 名称、所在地、役員(法人の場合)、管理建築士、所属建築士 等	

2 講習会関係

管理建築士講習(一生に一回) 申込先: b、d	管理建築士のみ
所属建築士定期講習(3年に一回) 申込先: a、b、c、d	管理建築士・所属建築士全員

3 書類関係

A 共通

標識の掲示 (事務所の看板)	閲覧用の書類 (事務所の実績、所属建築士等を記載)
帳簿 (契約年月日、建築主名、業務種類、終了年月日、報酬額、 担当建築士名、業務委託者、管理建築士の意見)	

B 物件ごとに作成

重要事項説明 (契約前に建築主に対して業務内容等を説明する) 作成する図書、工事監理方法、担当建築士名、報酬額、支払時期等
契約
書面による契約 (延べ面積300㎡超の建築物の契約の場合には義務) の事項+設計又は工事監理の実施の期間等
契約後の書面交付 (契約時に建築主に対して業務内容等を明示する) を行った場合は不要
工事監理報告書 (工事監理の終了時に建築主に提出する)
工事監理の記録 (工事監理計画書、工事監理日誌等を作成する)
設計図書(設計図面) 建築士の押印が必要(原則、紙面で保存)

<書類の提出先>

(一社)熊本県建築士事務所
協会 TEL: 096-371-2433

<講習会の申込先>

- a.(公社)熊本県建築士会
TEL: 096-383-3200
- b.(一社)熊本県建築士事務所
協会 TEL: 096-371-2433
- c.日建学院 熊本校
TEL: 096-241-8880
- d.総合資格学院 熊本校
TEL: 096-212-6811

<書類の保存先>

事務所に常に
備え付けてください。
[は15年保存]

[法定様式
任意様式]

<書類の提出・保存先>

建築主に必ず
書類を渡してください。
また、控えを保存する
ことを推奨します。

[~ 任意様式
法定様式]

事務所内で
管理・保存してください。
[は15年保存]

【お問い合わせ先】

熊本県土木部建築住宅局建築課 建築指導班
TEL: 096-333-2534 FAX: 096-384-9820

(平成 20 年改正関係)

- 1 構造(設備)設計一級建築士に関すること
- 2 建築士の資質・能力の向上に関すること
- 3 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示に関すること
- 4 団体による自立的な監督体制の確立に関すること

1 構造(設備)設計一級建築士に関すること		
	質疑内容	回答
対象建築物・設計行為		
1	構造計算適合性判定を要する建築物は全て構造設計一級建築士の関与の対象となるのでしょうか。	構造計算適合性判定と構造設計一級建築士制度は別の制度であり、構造計算適合性判定、構造設計一級建築士の関与が必要かどうかは、それぞれの要件への該当の有無により判断されることとなります。
2	増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替の場合に、構造設計一級建築士の関与が義務付けられるのはどのような場合ですか。	当該増改築等の後に基準法第 20 条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものについて、一級建築士の業務独占の対象となる増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替に係る構造設計を行った場合には、構造設計一級建築士の関与が必要となります。
3	エキスパンションジョイント(Exp.J)で接続される建築物について、構造設計一級建築士の関与が義務付けられるのはどのような場合ですか。	1. Exp.J で接続される建築物を新築する場合は、Exp.J で区切られた建築物の各部分が法 20 条第一号又は第二号に掲げる建築物の基準に該当し、かつ、当該建築物の設計が一級建築士の業務独占の対象に該当する場合に、構造設計一級建築士の関与が必要となります。 2. Exp.J で接続される建築物の増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合には、当該増改築等を行う部分が基準法第 20 条第一号又は第二号に掲げる建築物の基準に該当し、かつ当該増改築等を行う部分の設計が一級建築士の業務独占の対象に該当する場合に、構造設計一級建築士の関与が必要となります。
4	型式適合認定を受け、審査省略されているプレハブ住宅等の建築物について、構造設計一級建築士の関与は必要となりますか。	型式適合認定を受け、審査省略されているプレハブ住宅等の建築物については、構造設計一級建築士の関与は不要です。
5	図書省略認定を受けて、構造計算適合性判定の対象から除外されている建築物について、構造設計一級建築士の関与は必要となりますか。	図書省略認定を受けて、構造計算適合性判定の対象から除外されている建築物は、基準法の位置付けが法第 20 条第三号の建築物となるため、構造設計一級建築士の関与は不要です。
6	耐震診断の場合、構造設計一級建築士の関与は必要となりますか。	構造設計が行われない場合は、構造設計一級建築士の関与は不要です。

7	耐震改修の場合、構造設計一級建築士の関与が義務付けられるのはどのような場合ですか。	当該耐震改修が、当該改修後に基準法第20条第一号又は第二号に掲げる建築物に該当するものについて、一級建築士の業務独占の対象となる増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替に係る構造設計を行うものである場合には、構造設計一級建築士の関与が必要となります。
8	増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替の場合に、設備設計一級建築士の関与が義務付けられるのはどのような場合ですか。	階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える規模の増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替に係る設備設計を行った場合には、設備設計一級建築士の関与が必要となります。
9	増築、改築、大規模の修繕・大規模の模様替の場合に設備設計一級建築士が関与する場合、関与が義務付けられるのは増築等を行う部分のみでよいのでしょうか。既存部分も含めて設備設計一級建築士の関与が必要となるのでしょうか。	設備設計一級建築士の関与が必要となる増築等を行う場合、一体のものとして設備設計が行われる範囲について関与する必要があります。例えば、増築と同時に既存部分の設備改修を行い、全体の設備を一体化する場合には、この全体の設備設計について設備設計一級建築士の関与が必要となります。
. 法適合確認の業務内容・手続等		
10	法適合確認の具体的な方法は定められているのでしょうか。	設計の方法が各々の設計者に委ねられているのと同様に、法適合確認の具体的な方法も各々の構造（設備）設計一級建築士に委ねられています。
11	設計図書の不整合についても法適合確認で見る義務がありますか。	構造（設備）設計一級建築士は、構造（設備）設計図書の範囲において図書間の整合も含め、法適合性を確認することとなりますが、設計図書間の整合性を確保することは、一義的には設計者の責任において行われるべきものです。
12	法適合確認において、条例・指導要綱は確認の対象となりますか。	法適合確認の対象は、構造については基準法第20条第一号及び第二号並びにこれらの規定に基づく命令の規定であり、設備については建築士法第20条の3第2項に規定される建築基準法の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定であるため、条例・指導要綱は含まれません。
13	構造（設備）設計一級建築士の関与が必要な建築物の構造（設備）設計を、構造（設備）設計一級建築士が自ら行った場合にも法適合確認は必要ですか。	法適合確認は不要です。なお、構造（設備）設計一級建築士の関与の対象となる建築物について、構造（設備）設計一級建築士が自ら構造設計を行った場合には、一級建築士として行う記名・押印のほかに、構造（設備）設計一級建築士である旨の表示を行う必要があります。

14	設計図書に「法適合確認」を行った構造（設備）設計一級建築士の記名・押印が必要になりますか。	構造（設備）設計一級建築士以外の一級建築士が、構造（設備）設計一級建築士の関与の対象となる建築物の構造（設備）設計を行った場合は、構造（設備）設計一級建築士に法適合確認を求めなければなりません。この場合において、構造（設備）設計一級建築士は、当該構造（設備）設計に係る建築物が構造（設備）関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造（設備）設計図書にその旨を記載し、構造（設備）設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印を行う必要があります。
15	構造（設備）設計図書以外の図書についても「法適合確認」を行う構造（設備）一級建築士の記名及び押印が必要ですか。	構造（設備）設計図書以外の図書については、「法適合確認」を行う構造（設備）設計一級建築士の「記名・押印等」は要しません。構造（設備）一級建築士が「法適合確認」を行う図書及び書類は、士法規則第17条の17の2、第17条の17の3第1項各号に規定されており、この「法適合確認」を行う場合には構造（設備）設計図書に加えて、規則第1条の3第1項表1各項、第2条の2第1項の表に掲げる図書（意匠の平面図等）等を審査することにより構造（設備）関係規定の確認を行うこととされていますが、この構造（設備）設計図書以外の図書等については、構造（設備）設計図書との整合等を確認する目的（例えば、構造設計図書については、表2の構造図の寸法や表3の構造計算書の荷重等、設備については表4の設備配管と防火区画の位置等の整合を確認するため。）で規定されているため不要です。
16	法適合確認の過程で、不適合箇所を発見したなど、構造（設備）関係規定に適合することが確認できない場合は、どのようにすればよいでしょうか。	法適合確認を行った構造（設備）設計図書が構造（設備）関係規定に適合することを確認できないときは、当該構造（設備）設計図書にその旨を記載するとともに、構造（設備）設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印をすることとなります。
17	建築確認において、建築主事の見解と法適合確認を行った構造（設備）設計一級建築士の見解が異なった場合にはどのような扱いになりますか。	建築主事と設計者の関係と同様に、建築主事の判断によることとなります。
18	法適合確認の過程で、構造（設備）設計一級建築士が設計内容の変更を提案したり、助言することは、法適合確認の業務に含まれるのでしょうか。	「法適合確認」に、提案・助言を行うことは含まれません。

19	<p>法適合確認が行われた構造（設備）設計図書の一部を変更し、当該変更に係る設計行為を行った一級建築士が記名・押印を行った場合には、再度法適合確認が必要となりますか。</p>	<p>構造（設備）設計一級建築士以外の一級建築士が、法適合確認が行われた構造（設備）設計図書の一部を変更し、当該設計変更に係る記名・押印を行った場合には、当該変更に係る部分について再度法適合確認が必要となります(土法第 20 条の 2、3)。構造（設備）設計一級建築士が、法適合確認が行われた構造（設備）設計図書の一部を変更した場合には、再度法適合確認を行うことは不要ですが、当該構造（設備）設計一級建築士は一級建築士としての記名・押印のほかに、構造（設備）設計一級建築士である旨の表示を構造設計図書に行う必要があります。この場合の法適合確認については、構造（設備）設計図書のうち、変更に係るものの審査により行うこととなる(土法規則第 17 条の 17 の 2 第 2 項)。</p>
20	<p>構造（設備）設計図書を変更した場合に再度法適合確認を行う構造（設備）設計一級建築士は、最初の法適合確認を行った者と異なってもよいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
21	<p>法適合確認を行った構造（設備）設計一級建築士は、基準法・土法上どのような責任を負うこととなりますか。</p>	<p>法適合確認を行った構造（設備）設計一級建築士は、原則として、その構造（設備）設計について、当該確認を行った範囲内において、基準法上の設計者としての責任を負うこととなります。また、法適合確認は土法に基づく建築士の業務の一部であり、法適合確認を行った構造（設備）設計一級建築士は、建築士として建築士法の規定の適用の対象となります。</p>
22	<p>法適合確認において、建築設備に関する規定は全て確認の対象となりますか。</p>	<p>法適合確認の対象は土法第 20 条の 3 第 2 項に規定される基準法の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定であり、これに含まれない建築設備に関する規定は対象とはなりません。</p>
23	<p>法適合確認において、消防法、ガス事業法等の基準法以外の法令は確認の対象となりますか。</p>	<p>法適合確認の対象は土法第 20 条の 3 第 2 項に規定される基準法の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定であり、原則として基準法以外の法令は含まれません。ただし、電気設備に関する法令は、基準法第 32 条の規定により、法適合確認の対象となります。</p>
24	<p>法適合確認について、設備の分野ごとに複数の設備設計一級建築士に依頼することは可能ですか。</p>	<p>設備設計図書を分割して、複数の設備設計一級建築士に法適合確認を依頼することは可能です。この場合、法適合確認を行った設備設計一級建築士は、自身が法適合確認を行った範囲を明確にした上で、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行うことが必要です。</p>
25	<p>法適合確認を行う際に、設備設計一級建築士が建築設備士に意見を聴くことは可能ですか。</p>	<p>設備設計一級建築士が法適合確認を行う際に、専門分野の補完等の観点から建築設備士の意見を聴くことは、望ましいものであると考えられます。</p>

. その他		
26	関与の対象となる建築物であるにもかかわらず、構造（設備）設計一級建築士が関与しなかった場合はどうなりますか。	当該建築物にかかる建築確認申請については、建築主事等は申請を受理しません。
27	関与の対象となる建築物については、構造（設備）設計のみならず、工事監理においても、構造（設備）設計一級建築士の関与が必要なのでしょうか。	工事監理においては、構造（設備）設計一級建築士の関与は不要です。
28	大規模な工作物、基準法の規定が準用される工作物について、構造（設備）設計一級建築士は関与する必要がありますか。	基準法第 88 条の規定により建築物に関する規定が準用される工作物については、構造（設備）設計一級建築士の関与は不要です。
29	構造（設備）設計一級建築士が法適合確認のみを業務として行う場合は、建築士事務所の登録は必要ですか。	士法第 21 条において、構造（設備）設計一級建築士による法適合確認は「設計」に含まれることとされており、これは、建築士事務所の登録が必要となる場合を定めた同法第 23 条における設計についても同様です。すなわち、一級建築士又はこれを使用する者は「他人に求めに応じ報酬を得て」法適合確認を「業として」行おうとするときは、建築士事務所の登録を受けることが必要となります。
30	法適合確認を行う建築士を重要事項説明書に記載する必要がありますか。	法定事項ではないが、重要事項説明書に記載を行うことは可能。法適合確認を行う構造（設備）設計一級建築士が業務開始後に決定する場合には、説明を行う段階で想定される委託先を記載し、決定次第建築主に対して通知することが考えられます。
31	構造（設備）設計一級建築士と一級建築士の関係はどのように考えればよいのでしょうか。	構造（設備）設計一級建築士制度の創設に伴い、これまでの既存の一級建築士の業務独占範囲には変更はなく、所定の建築物の設計について法適合確認を求める必要はありますが、従来通り、設計そのものを行えることにも、変わりはありません。
32	完了検査又は中間検査申請時に添付する軽微な変更の検討書についても構造（設備）設計一級建築士の関与は必要ですか。	規則第 3 条の 2 に規定される軽微な変更の検討書（設計図書ではない図書）については関与は不要です。
33	関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士自らが構造設計を行った場合、構造計算により建築物の安全性を確かめた場合に交付される証明書（構造安全証明書）の交付は、どのようになるのでしょうか。	関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士自らが構造設計を行った場合、当該構造設計を行った構造設計一級建築士は、構造安全証明書の交付義務はありません。なお、関与の対象とならない建築物については、構造設計一級建築士が自ら構造設計を行っていても、従来通り構造安全証明書の交付が必要となります。

34	関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合、構造安全証明書の交付は、どのようになるのでしょうか。	関与の対象となる建築物について、構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合、当該構造設計を行った一級建築士は、構造安全証明書の交付義務はありません。なお、関与の対象とならない建築物については、構造設計一級建築士が法適合確認を行っていても、従来通り構造安全証明書の交付が必要となります。
35	設備設計一級建築士が誕生することにより、建築設備士の位置づけはどのように変わるのでしょうか。	設備設計一級建築士制度の創設により、建築設備士の位置づけは変わりません。従って、従来であれば建築設備士に発注していた業務について、今回の改正により発注できなくなるということはありません。むしろ、建築設計の専門分化が進むなか、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士の積極的活用が引き続き期待されているところです。なお、建築設備士については、今回の改正により建築士法上に新たに位置づけられることとなります。

2 建築士の資質・能力の向上に関すること		
	質疑内容	回答
・ 定期講習の義務づけ		
36	定期講習は何年おきに受講する必要がありますか。	3年おきに受講する必要があります。具体的には、定期講習を受講した日の翌年度の4月1日から3年以内に受講すればよいこととしています。
37	他業界に勤務していますが、今後、建築士事務所に再就職する場合、定期講習をどのようなタイミングで受講すればよいですか。	建築士事務所に所属する時点から見て、過去の3年度に定期講習を受講していなければ、遅滞なく定期講習を受講する必要があります。
38	建築士登録をしていますが、事務所経営に専念しており、建築士として設計や工事監理を行うことがほとんどないのですが、それでも受講する必要がありますのでしょうか。	あくまでも建築士事務所経営に専念しているということで、所属建築士として登録されていないのであれば、定期講習の受講が義務付けられることはありません。なお、この場合、当該建築士は、設計・工事監理等の業務を「業」として行うことはできないことは言うまでもありません。
39	建築主はどういった方法により、建築士の定期講習の受講状況を把握できますか。	建築士名簿に定期講習の受講歴が記載されることとなります。建築士名簿は閲覧対象ですので、これを通じて、建築士の講習受講状況を把握することが可能となります。
40	いつまでに定期講習を受講しないといけななどと、国や都道府県から連絡してもらえるのでしょうか。	定期講習を受講する義務は、建築士事務所に所属する建築士自身にあります。したがって、建築士として自覚を持ち、自主的に定期講習を受講することは、建築士の責任と言えます。

41	企業において、雇用するすべての建築士について、定期講習を受講させる必要はありますか。	日常的に建築士の資格を活用して業務を実施していない場合であっても、建築士事務所に所属する建築士として登録されている場合は、建築士として設計・工事監理等の「業」を行うことが可能であることから、定期講習の受講が必要となります。
. 学歴要件の見直し		
42	所定の科目（指定科目）に適合しているかどうかの確認は誰が行うのですか。	大学等の申し出に応じ、中央指定試験機関である（財）建築技術教育普及センターで確認作業を実施しています。詳しくは同財団のHPをご覧ください。
. 実務経験要件の見直し		
43	実務経験はどのように確認するのですか。	今後は、原則として管理建築士等の建築士による証明が必要となりますが、これまで通り、建築士試験の申込時点での対面審査も引き続き実施することとしています。
44	大学院において実務経験が認められるのはどのような場合ですか。	設計・工事監理に関する業務についての実務訓練と同等となる内容を充足している教育を受ける場合です。具体的には、建築設計・工事監理（意匠、構造（設備））に関するインターンシップ及びこれと関連して必要となる演習・実習・実験・講義を合計して、30単位以上であれば実務経験2年、15単位以上30単位未満であれば実務経験1年とみなします。
. 一級建築士試験の見直し		
45	学科試験はこれまでより幅広い範囲から出題されることになるのですか（出題範囲が広がるのですか）。	出題範囲はこれまでと同様ですが、マネジメント、環境・設備、士法や職業倫理、構造全般に関する出題を増加させる等の見直しを行います。
46	平成 21 年以降の学科試験に合格し、設計製図試験で不合格となった場合の取扱いはどうなりますか。	士法規則の改正により、学科試験に合格したものの設計製図試験に不合格となった者に対して、次回試験においてのみ認められている学科試験免除について、平成21年以降の学科試験合格者から次々回までの免除を認めることとなります。このため、例えば、21年の学科試験に合格し、設計製図試験で不合格となった場合、平成22年、23年の建築士試験について、学科試験が免除されることとなります。

3 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示に関すること		
	質疑内容	回答
. 管理建築士		
47	管理建築士講習を受講すれば、建築士の定期講習の受講は免除されるのでしょうか。	管理建築士講習と建築士の定期講習は、法律上の位置づけも、それぞれの内容も異なります。したがって、いずれかの講習を受講したとしても、一方の講習が免除されるわけではありません。
48	管理建築士の実務経験について、建築士の種別に関わらず、建築士の実務経験として合算できますか。	合算できます。

49	建築士事務所に所属していますが、設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等の業務以外にも行っている場合、実務経験は、どのように判断されますか。	設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等の業務の期間が対象となります。設計・工事監理・建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定等の業務とそれ以外の業務の区別が難しい場合は、按分により期間を算定してもかまいません。 詳細については、(財)建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) をご覧下さい。
50	過去に管理建築士のための講習会(都道府県指定講習)を受講していますが、管理建築士講習を受講する必要がありますか。	建築士法に基づく管理建築士講習を受講していただく必要があります。
重要事項説明		
51	重要事項説明の目的は何ですか。	設計・工事監理契約をめぐるトラブルを未然に防止するため、設計又は工事監理を行う建築士事務所から、建築主に対し業務の内容や業務体制等を説明するもので、建築主がその内容を理解した上で、契約を締結するかどうかの判断材料とすることを目的としています。したがって、重要事項説明の時点では、その説明内容が最終的な契約内容と必ずしも同一になるとは限りませんが、建築主の契約締結の判断に資するために行うものであることから、できるだけ締結する契約内容に沿ったものになるよう努めることが適切です。
52	建築士事務所が、建築士の業務独占範囲外のリフォーム工事の設計を行う際にも重要事項説明は必要なのでしょうか。	契約の対象となる設計・工事監理業務が建築士の業務独占範囲であるか否かに関わらず、建築士事務所が建築主との間で、設計・工事監理契約を締結する場合には、重要事項説明が必要となります。
53	重要事項説明を行うのは管理建築士に限られるのでしょうか。	管理建築士でなくとも、建築士事務所の所属建築士が説明を行えばよいです。
54	重要事項説明は、例えば、一級建築士の業務独占となる大規模建築物に関する契約の重要事項説明を二級建築士が行ってもよいのでしょうか。	不適當です。
55	重要事項説明はいつ行えばよいですか。	設計・工事監理契約を締結しようとするときに「あらかじめ」行うこととなっています。したがって、重要事項説明を行う事項・内容が具体的に確定し、建築主が契約を締結するかどうかの判断材料となりうる状況になって以降、契約を締結するまでの間に、重要事項説明を行う必要があります。
56	「作成する設計図書の種類(設計受託契約の場合)」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。	当該設計受託契約により作成する図書を記載し、説明する必要があります。図書の種類については、業務報酬基準の告示の記載を参考とすることも考えられます。

57	「工事と設計図書との照合の方法（工事監理受託契約の場合）」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。	「立会い、抜き取り検査により、工事と設計図書の照合を行う」など、工事と設計図書の照合の方法について、記載し、説明する必要があります。
58	「工事監理の実施の状況に関する報告の方法（工事監理受託契約の場合）」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。	「工事監理業務の終了時に、工事監理報告書により報告する」など、工事監理の実施の状況に関する報告の方法や時期について、記載し、説明する必要があります。
59	設計又は工事監理に従事することとなる建築士は、設計・工事監理を行う建築士（記名・押印を行う建築士）でよいのでしょうか。それとも、補助業務も含めて関与する建築士全ての氏名等を記載し、説明しなければいけないのでしょうか。	建築士全ての氏名等を記載し、説明することまで求めていません。当該建築士事務所において、設計・工事監理を行う建築士（記名・押印を行う建築士）の氏名等を記載し、説明することで足りる。
60	再委託を行う場合の建築士の氏名等については、記載し、説明する必要がありますか。	再委託先の建築士事務所で、設計・工事監理に従事する建築士の氏名等までは求めていません。建築主から委託を受けた建築士事務所（元請け建築士事務所）において、設計・工事監理を行う建築士の氏名等について記載し、説明することで足りる。
61	「報酬の額及び支払いの時期」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。	建築主が契約を締結するかどうかの判断材料とするうえでは、報酬の額について具体的な金額（例えば、見積り価格や希望価格。）を記載し、説明することが適切です。また、支払いの時期については、具体的な時期や回数について記載し、説明する必要があります。
62	報酬の額について、重要事項説明の段階で確定できていない場合はどうすればよいのですか。	重要事項説明の時点で報酬の額が確定できていない場合についても、建設省告示1206号を用いた概算額等の目安となる金額を示すとか、具体的な算出方法を明示するなど、建築主の契約締結の判断に資するための重要事項説明であるという趣旨に沿った形で、建築主にわかりやすく内容を明らかにする必要があります。なお、「未定」・「実費」など、報酬の額が不明な記載は、重要事項説明の趣旨に照らし、不適當です。また、書面の記載事項が空欄の場合は、当該事項を説明したことになりません。
63	「契約の解除に関する事項」としてどういったことを記載し、説明すればよいのですか。	契約事項として定める契約解除の方法や、契約の解除に関する特約等について記載し、説明する必要があります。
64	重要事項説明の内容として、その時点で未定の事項について「未定」としてもよいのですか。	建築主が契約を締結するかどうかの判断材料を提供するという制度趣旨から、不適當です。

65	重要事項説明について、省令等で様式は示されないのでしょうか。	省令では示されません。なお、日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会、建築業協会の4会が協同して、四会標準様式、記載例を定めていますので必要に応じて参照してください。
66	建築士事務所から他の建築士事務所に設計等を再委託する場合も、重要事項説明が必要ですか。	その場合は不要です。
67	重要事項説明を行わなかった場合等の罰金や罰則について教えてください。	重要事項説明を行わなかった場合や虚偽の説明を行った場合は、その建築士事務所や説明を行った建築士が監督処分や懲戒の対象となりえます。なお、説明を行う建築士が免許証を提示しなかった場合は、その建築士は10万円以下の過料の対象となります。
68	重要事項説明の書面について、保存する必要があるのでしょうか。	法律上は特段、保存を求めています。しかしながら、後々のトラブルを未然に防止する観点からは、何らかの方式で、可能な範囲で保存しておくことが望ましいと思われます。
69	重要事項説明（土法第24条の7）と書面の交付（土法第24条の8）を同じ書面で兼ねることはできますか（一度で済ませることはできますか）。	重要事項説明は契約前に行うものであり、一方、書面の交付は契約後に行うものです。したがって、一度で済ませることはできません。
・建築士名簿、携帯用免許証		
70	従来の一級建築士免許証からの切り替えの際の手続きはどうなるのですか。	改正建築士法が施行された後に新たに一級建築士免許を取得する方には、携帯型の一級建築士免許証が交付されます。従来の免状型の一級建築士免許証をお持ちの方については、申し出に応じ、任意で切り替えを行うことは可能です。（なお、この場合、手数料（5,900円）が必要となります。）切り替えの際には従来の免状型の一級建築士免許証は返納することとなります。
71	携帯型の一級免許証になると記載事項が変更されるのでしょうか。	携帯型の一級建築士免許証には、氏名、登録番号、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士であるかどうかのほか、任意の記載事項として、講習の受講歴が記載できます。

4 団体による自立的な監督体制の確立に関すること		
	質疑内容	回答
建築士事務所協会、建築士事務所協会連合会の法定化		
72	建築士会、建築士事務所協会が研修を実施することが義務付けられたと聞きましたが、これを受講すれば、定期講習の受講が免除されるのでしょうか。	定期講習と法定団体の研修は、その目的・位置づけが異なり、建築士会や建築士事務所協会等が実施する研修を受講したとしても、法定講習の受講が免除されるものではありません。

